

下水道使用料等検討委員会会議録
第7回 平成23年7月29日（金）

午後1時30分 開会

【委員長】 ～ 委員長あいさつ ～

【施設建設担当課長】 ～ 報告書の説明 ～

先日、報告書（案）を皆様にお配りして、一読頂いていると思いますが、市から項目1から6について説明致します。

報告書は、項目1から6で構成されていまして、1は「下水道事業の経緯」、2は「下水道財政の現状」、3は「下水道財政の問題点」、4は「検討経過」、5は「適正な使用料のあり方」、6の「おわりに」でまとめています。また、7には本検討委員会で出ました貴重な意見についてとりまとめさせて頂きました。

それでは、1から概要の説明を行います。

東久留米市の公共下水道事業は、昭和39年に滝山団地を中心とした区画整理事業から始まり、分流方式による単独公共下水道としてスタートしました。その後、東京都の「荒川右岸東京流域下水道計画」が具体化し、昭和47年に市の全域を荒川右岸東京流域下水道区域へ変更し、昭和53年より流域関連公共下水道として整備を推進してきました。総事業費460億円を投じた結果、整備率は平成15年度末で、人口普及率が100%になり、污水管の総延長は289kmに及んでいます。

また、今後の下水道事業を展開するうえで、“普及拡大”中心の下水道から“活用・再生”という21世紀型の下水道として、下水道事業が抱える課題に対応した下水道事業の中期的な計画である「東久留米市公共下水道プラン」を策定しました。プランの計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間であり、基本理念は“快適生活と水と緑をつなぐ下水道”を目指し、その基本方針を①健全な水循環の再構築②安全・安心な暮らしの実現③下水道経営基盤の強化の3つとし、この10年間の具体的な施策展開を考えています。

2項目の「下水道財政の現状」ですが、昭和39年以降、滝山団地をはじめとする大型団地建設が相次いで行われたことにより急激な都市化が進み、人口の増加による教育・保育関連施設に不足が生じ、その建設整備に優先的に力を注いできたため、下水道や道路といったインフラ整備が追いつかないこととなりました。

その後、急激な人口増加による河川の汚濁が深刻化する等、これらを解消するため、昭和70年度までに人口普及率を100%にする目標が掲げられ、下水道事業を最重要施策と位置付け、多額の事業費を投入し建設事業を進めることとなったが、厳しい財政状況の中で、受益者負担金を徴収することなく、下水道建設事業費のほとんどを地方債に依存した結果、資本費に該当する多額の起債残高と高金利の利子返済が嵩み、使用料収入のみで対応出来ないため、その不足額は一般会計から繰入金として毎年度補填されている状況であります。

平成21年度末の地方債未償還金残高は175億円（内汚水分139億円）となっています。平成21年度の元利償還金は15億円（内汚水分13億円）を超えており、これが歳出に占める割合は約62%に達し、清瀬水再生センターの維持管理費が約23%・下水道料金徴収費が6%・残りの約9%で下水道施設（管渠、ポンプ場）の修繕、清掃等の維持管理を行っている状況にあります。

一方では、国の特例措置として経営改革等を実施する自治体に対して公的資金補償金免除繰上げ償還制度が導入され、市もこの制度を受けるべく平成19年度に効率的な事業運営や下水道使用料の見直しを行うことなどを盛り込んだ公営企業経営健全化経営計画書を国へ提出し、その承認を受け、高金利から低金利への借換えを実施したことで公債費が低減し資本費の減少が図られた経緯があります。

近年では、平成18年度に使用料改定を行ったが、節水型家電の普及等により水需要の減少の影響を受け、その後も下水道使用料収入が伸び悩み、維持管理費の経費節減に努めたが、回収率の向上には至らなかった。

3項目の「下水道財政の問題点」ですが、下水道財政の課題の1つ目は使用料収入が伸び悩んでいることにあります。水洗化普及率も約99%とほぼピークに達しているため今後も大幅な利用者増は見込めないことです。雨水等の不明水を除いた純粋な汚水量を示す有収水量は、平成16年度決算で11,961t/m³であるが平成21年度は11,625t/m³となっており減少傾向が顕著であります。

2つ目は、昭和45年に制定された下水道事業受益者負担に関する条例が適用されず、下水道使用料の適正化を十分に図ることができなかったことです。公的資金補償金免除繰上げ償還の実施による借換と2年間の元金返済据置きにより回収率が一時的に上がったが、元金返済が新たに始まったため、回収率は50%の後半まで下がり、その後、現行のまま行くと平成27年度で65%に達する予定であります。現行の使用料を改定しない場合、一般会計からの繰入金は平成23年度から平成32年度までの10年間で約67億円に達するため、この繰入金に依存しないような経営基盤を整えていくためにも使用料の見直しが必要であります。

4項目の「検討経過」ですが、プランで位置付けた平成23年度から平成32年度までの10年間に実施する事業費と起債償還額を算出し将来経営の予測値を算定しました。

なお、汚水処理経費に人口密度により、公費を投入できる方式が導入されたが、今回は導入しないケースで使用料の改定率を設定しました。

平成23年度から平成32年度までの累計における回収率を概ね100%になることを目標としました。

現行の使用料収入では回収率は改善されず、平成32年度で漸く94.3%となる見込みであります。

このような状況から、使用料改定は避けられない課題であると理解しました。

使用料の改定検討にあたり5つのケースを設定した。平成32年度までの改定周期を1回で設定した6.2%と5年毎で改定するケース3.0%、5.0%、10%、

28. 3%とした4つのケースを設定し検討した。

使用料の減免措置について生活扶助受給者等に対し他市には見られない『全額免除』としている点についても議論しました。

5項目の「適正な下水道使用料のあり方」ですが、下水道経営は独立採算が基本であり、汚水処理経費は下水道使用料で賄わなくてはならない。

改定率5%、10%、28.3%の3つのケースは、早い段階で回収率が100%となるが、今夏の節電対応や近い将来の消費税の増税等が計画されている今の社会情勢では市民の理解を求めることは極めて困難であり、単年度で市民への負担額がかなり大きくなるため今回は見送ることとしました。

残りのケースのうち、3%は5年後に必ず3%の改定をしなければならず、委員のなかには5年後に必ず改定ありきでは、好ましくないという意見と5年後の検討結果に依っては3%以上の見直しの可能性もあることから、市全般の財政状況及び今日の社会経済情勢を勘案し、委員の総意を集約した結果、見直し周期を今回の1回のみで平成32年度に回収率が100%となるような使用料改定率を6.2%とすることが必要であると考えに至りました。

今回の使用料改定の大きな目標は、プランの内容を実施するため、一般会計そのものが厳しい財政状況に直面していることを直視し、安易に一般会計からの繰入金に依存する体質から脱却し、市の財政全般の均衡を回復させることが、健全な下水道事業の経営に繋がるものと思慮されます。

この改定率で平成32年度まで見直し及び検討は原則しないこととなっているが、5年間の事業の検証が必要である。

次に使用料の減免措置であるが、生活扶助受給者等に対し、多摩各市では見られない福祉的判断に基づく『全額免除』としている点について、今回、社会情勢等を考慮しつつ、10m³以下の基本使用料のみを免除することとしました。

6項目の「おわりに」ですが、これまでの「排除・処理」から地域の持続する発展を支える社会基盤としての「活用・再生」へとビジョンが大きく変更され、「循環のみち」を実現する動きとなりました。このような時代の流れを受け、整備、管理、更新の一体化による事業展開を実施しなければならず、更に安全・安心で快適な文化的生活を持続させるためには、より健全な財政基盤の確保が前提となり、我々下水道使用料等検討委員会は、全委員の総意で下水道使用料を改定する必要があるとの結論に達しました。

東日本大震災による景気の更なる長期低迷、依然続くデフレ経済などの社会情勢の下で下水道使用料の改定は使用者に負担を強いるものであるため、急激な使用者の負担増加の抑制を図りつつ、今後市が実施する下水道事業の展開を視野に入れ、平成32年度に汚水経費回収率を100%にするため、使用料改定率を6.2%とするという選択に至りました。

7項目には「附帯意見」として、検討委員会で出た意見を集約しています。

【下水道計画係長】 A3の資料編について説明致します。資料は、全部で5枚あります。

資料－1ですが、「平成21年度多摩26市公共下水道決算状況」でございます。表中の着色している都市は、本市と同じ荒川右岸流域関連公共下水道であることを示します。下段には、多摩26市の合計と平均、荒川右岸流域関連都市の合計と平均を集計しております。

資料－2は、東久留米市の使用料改定経過を示しています。前回の改定が平成18年7月から、その前が平成14年、その前が平成7年の改定を示しています。また、2段目には、改定（案）の使用料体系を提示しています。改定率は、前回からの伸び率をしめしております。

資料－3は、資料－1からさらに詳しく、荒川右岸流域を構成している9市の状況を示しています。着色している部分は、東久留米市より優位となっている箇所を示しています。また、右の列には9市の平均を示しています。

資料－4は、平成32年度までの汚水処理経費に係わる事業費及び使用料改定による汚水処理経費回収率です。歳入の下水道使用料収入は、現行使用料と検討しました5ケースが示されています。

その下には基礎数値として、整備区域内人口、水洗化人口、年間処理水量、年間有収水量の推移を示しています。

歳出は、下水道の維持管理費と汚水公債費の元金と利子の償還額の推移を示しています。

赤で着色しているのが、現行使用料による汚水処理経費回収率です。その下の欄が基準内、基準外の繰入金を示しています。

また、下の欄には、ケース別の基準外繰入金と汚水処理経費回収率の推移を示しています。

いずれも、右の欄には平成23年度から平成32年度の合計値及び平均値を示しています。

資料－5は、多摩26市の減免措置等の状況を載せています。

【委員長】 説明有り難うございました。これについては、また以降で語句を含めて、考え方等々の意見を頂きたいと思います。

「はじめに」についてですが、全般については現在の世相、下水道がなぜ今検討が必要か、下水道についての考え方、最後には当市の現状と下水道の関わり合いについてまとめました。

それでは、読み上げます。

めまぐるしい国際情勢や長引く景気の低迷による財政状況の逼迫は国及び地方公共団体の諸般の改革に拍車を加え、もはや何人も奔流に逆らうことはできない。

時に、本年3月11日に発生した東日本大震災は私たち日本人の心や暮らしに与えた影響は限りなく大きい。被災地の復興に向けての計画も未だ進まず震災の影響は市民生活に大きな不安となつてのし掛かっている。しかし、そうしたなかにあっても明日への希望は失うことなく生きる底力を発揮していきたいものである。

私たち下水道使用料等検討委員会委員も時代の潮流を切々と感ずるものがあり、本市の下水道財政の検討にあたり、過去の行きがかりを捨て、情に流されことなく真実のみに立脚して時代の要請に即した、公平 公正な結論を見出すべく努力した。いうまでもなく下水道は環境保護の要であり、これなくして都市生活は成り立たない。現在及び将来にわたり、下水道が重要な社会資本としての使命を全うするためには何より下水道財政が健全でなければならない。

本市においては年々増加する行政サービスに対応していく財源を生み出すため職員定員適正化や学校の統廃合をはじめ諸施設維持管理の見直し等内部管理コストの削減などが進められてきた。下水道事業についても改善、見直しが進められてきたものの、税による赤字補てんを意味する一般会計からの基準外繰入金は依然として多額の数字に上っている。これらは短期間で解決できる問題ではない。「持続可能で自立的な下水道経営の確立」に向け、さらなる改善の努力が強く求められる。

本委員会は限られた時間的制約のなかで総力をあげて本市の下水道事業の現状や問題点について質疑し 熱く議論し 真摯に検討した結果を委員の総意としてここに報告するものである。

附帯意見については、課長から説明をお願いします。

【施設建設担当課長】 委員会のなかで、各委員から次のような附帯意見が出されたことを明記しておくと言うことで、3つの意見を挙げさせて頂きました。

(1) 下水道使用料については、下水道事業経営の観点からの議論も重要であるが、市全体として、人口増を目指した都市計画の将来像及び近隣市との合併問題についても討論が必要と考える。

(2) 現代下水道の役割は、汚水処理や雨水の排除に加え、省エネルギーやCO₂削減等の生活環境に対する様々ニーズに応えているが、市民にその効果が十分に伝わっていない。そのため、下水道のPRを推進し、「姿の见えない下水道」から「姿の見える下水道」に市民、行政、事業者の意識の転換を図ることが必要である。「豊かな水と緑の街」を標榜する本市にあたって今日まで下水道が莫大な費用を投じ、河川に清らかさを取り戻した成果は大きい。普段、市民の目に触れることのない地下にある「姿の见えない下水道」こそ優れたサービスが提供されていることを認識し「姿の見える下水道」として市民意識を喚起する必要がある。

(3) 現行の法制度では、広域的な下水道事務処理は困難であるが、流域下水道として広域的な観点から効率的に整備されていることから、水道事業のように事務処理等も含めて多摩地区や都を含め効率的にできないか検討が必要である。

【委員長】 それでは、「はじめに」について何かありますか。

【委員全員】 問題ないと思います。

【委員長】 それでは1の「下水道の経緯」について何か意見がありますでしょうか。

【委員全員】 特に問題ないと思います。

【委員長】 2の「下水道財政の現状」について何か意見がありますでしょうか。

【委員】 3ページの地方債未償還金残高175億円は、資料－4の平成21年度が空欄で有るが、記入しておいた方がいいのではないのでしょうか。

【下水道計画係長】 資料－4の実績の地方債未償還残高についても記入致します。

【委員】 また、3ページの図－2ですが、汚水の元金と利子が無くなるのはいつ頃になるのでしょうか。

【下水道計画係長】 無くなるのは、平成50年度頃になります。

【委員】 それと、4ページの表－1の着色について、注記が抜けているので、記載してください。

【下水道計画係長】 注記を記載致します。

【委員】 3ページの図－1に将来分、平成32年度までの推移を入れた方が分かり易いのではないのでしょうか。

【下水道計画係長】 将来の推計についても記入致します。

【委員長】 続きまして、3の「下水道財政の問題点」について何か意見がありますでしょうか。

【委員】 5ページの「一例として、水を大量に使用する部署を使用料が安い都市へ移す等により水需要が総体的に鈍化傾向にある。」の一文について削除してはどうか。それと、同じ5ページの中段部分の「その後、現行のまま行くと平成27年度で“まだ”65%にしかない。」と“まだ”を追加して回収率が低い状況を強調してはどうか。

【委員】 問題点としては、2点目の受益者負担金が適用されないことの問題の方が大きいですね。近隣市では受益者負担金を取っていないのは東久留米市だけですか。

【下水道計画係長】 多摩では、立川市、武蔵野市、日野市、狛江市、東久留米市、多摩市、羽村市、あきる野市が受益者負担金を徴収していないです。

【委員】 問題点の2点目については文章も良いと思います。

【委員長】 ○○委員の意見については、文章の取られ方の意見ですので、どうしても削除するという話ではないですね。文面としては、このまま活かしていいと思います。また、2つ目のものについては、「まだ」を入れた方がいいのでしょうか。

【委員全員】 入れた方が良いと思います。

【下水道計画係長】 「その後、現行のまま行くと平成27年度でまだ65%で推移する見込みである。」に修正します。

【委員】 資料－2における改定率が平均で1.04ですが、改定率6.2%ではなかったのでしょうか。

【下水道計画係長】 資料－2は伸び率です。

【委員】 伸び率でも1.062ではないのでしょうか。

【下水道計画係長】 前回の改定も10%改定で、伸び率が1.07ですから、伸び率と改定率とが同じになりません。

【委員】 下水道使用料の算出の仕方について教えて欲しい。

【下水道計画係長】 前回の使用料改定時に計算例を示したものを配っています。

【委員】 後ほど、配ってください。

【委員】 経費回収率100%を目指していくという話でしたので、料金をいくら上げるといふより、経費回収率を100%にするためには、下水道使用料収入をいくら増やすかという話だったので、それで6.2%だったと思います。

それで、使用料体系の従量区分別の単価に下ろしていったので、6.2%にならなくてもおかしくないと思います。

【委員】 後ほど、配ってください。

10分間休憩

・下水道使用料に関する早見表、算定方法の計算例を委員に配る。

【下水道計画係長】 6.2%の改定率についてご説明します。

第6回の検討委員会の資料で、資料-3に使用料改定ケース別の使用料体系について示しています。ケース1が6.2%になっています。

現行の使用料体系での使用料単価が129円/m³となっています。それに対し、ケース1の改定率6.2%を乗じて137円/m³となります。137円から129円を差し引いて、1m³当たりの値上げが8円となります。これを各従量区分の単価に足して改定後の使用料体系を設定しています。

【委員】 第6回委員会資料の資料-3を資料編に入れた方が良いと思います。

【下水道計画係長】 資料編に追加します。

【施設建設担当課長】 4の「検討経過」についてご意見ありますでしょうか。

【委員】 「分流式下水道に要する経費」について説明ありましたか。

【下水道計画係長】 第4回の検討委員会の資料-2で説明している救済措置有りと救済措置無しで2通り計算していますが、救済措置無しでということを財政課長の方からのご説明があったと思います。救済措置というのが、「分流式下水道に要する経費」のことです。

【都市建設部長】 資料は、「分流式下水道に要する経費」と（救済措置）を併記します。

【委員】 6ページの10行目の「平成32年度で漸く94.3%となる見込みである」と、値上げしなくても100%近くまで行くので、改定しなくてもいいのではないかという意見が出ると思います。文章の表現を変えた方がいいのではないのでしょうか。

【都市建設部長】 平成３２年度だけを見ると、９４．３％となりますが、東久留米市の下水道事業として一般会計繰入金を減らさないといけない。

【施設建設担当課長】 それでは、「平成３２年度で漸く９４．３％となる見込みである“が、１０年間の平均では６８％である”」を追加してはどうでしょうか。

【委員】 いいと思います。

【委員長】 減免措置については、いいでしょうか。

【委員】 いいと思います。

【施設建設担当課長】 ５の「適正な下水道使用料のあり方」についてご意見ありますでしょうか。

【委員】 ８ページの６行目の「社会情勢」とはなにか。

【委員】 社会情勢等ではなく、東久留米市の財政状況にしてはどうでしょうか。

【下水道計画係長】 文章を修正致します。

【委員】 資料－４にあるように、改定後の基準外繰入金が約９億円削減されることを強調してほしい。

【下水道計画係長】 文章を修正致します。

【施設建設担当課長】 ６の「おわりに」についてご意見ありますでしょうか。

【委員長】 ９ページの下から５行目ですが、「市は「湧水・清流保全都市宣言」を今年６月に宣言をした」を「～宣言をされた」にしてはどうでしょうか。

【下水道計画係長】 文章を修正致します。

【施設建設担当課長】 ７の「附帯意見」についてご意見ありますでしょうか。

【委員】 （１）の近隣市との合併問題は、市町村合併のことでしょうか。一度、小山委員が下水道事業の統合の話をされていたと思いますが、市町村合併は、飛躍しすぎではないかと思います。

【下水道計画係長】 「（１）下水道使用料については、下水道事業経営の観点から、市全体として、下水道使用料収入増加のためにも人口増を目指した都市計画の将来像について議論が必要と考える。」と修正します。

午後４時４０分 閉会

～ 事務連絡 ～

次回 第８回委員会 ８月３０日 １６：００～ 庁議室